

当社の株価はいくら?

Q: 同族会社を経営する私は、自社の株式を子供に贈与したいと思っています。

非上場株式については、評価方法がいろいろあるようですが、どのような評価方法があるのか教えてください。

A: 株主の態様と会社の規模に応じて、「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」、「配当還元方式」などで評価します。

【解説】

非上場株式を発行している会社は、その事業規模、株主構成などが様々であるため、画一的な評価方法ではなく、会社の規模及び株主の支配力に応じ異なった評価方法が採られています。つまり、支配力があれば原則的評価方式、支配力がなければ特例的評価方式で評価します。

原則的評価方式は、会社の規模により次のような方法で評価します。

- (1) 大会社・類似業種比準方式（純資産価額方式の選択も可能）
 - (2) 中会社・類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式
 - (3) 小会社・純資産価額方式（中会社と同じ併用方式の選択も可能）
 - (4) 株式保有特定会社・純資産価額方式または選択により簡易評価法
 - (5) 土地保有特定会社・純資産価額方式
 - (6) 開業後3年未満の会社等・純資産価額方式
- 一方、特例的評価方式では、その会社の配当率によって評価額を決める配当還元方式によって評価します。

